

## 本所決済の清算機関方式への移行について（要綱）

平成 13 年 12 月 26 日

証券会員制法人

名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1．清算機関の機能と意義 清算機関の機能  清算機関の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引の原始相手方に代わり、債務を引受けることにより、決済の当事者となる。</li> <li>・取引の参加者は、個々の取引の相手方の決済不履行に係るリスク（信用リスク）を意識することなく取引を行うことが可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清算機関は、決済の当事者として決済履行を保証することとなる。</li> </ul>
2．清算機関方式移行の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決済の安全性向上、効率性確保及びネットィング決済に係る法的根拠の明確化を実現する等の観点から、本所決済について清算機関方式（取引所が決済の当事者となる方式）に移行する。</li> </ul>	
3．基本的な枠組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買の成立により、正会員が取引の相手方正会員に対し負担することとなった債務（証券の引渡し又は金銭の支払い）を本所が引き受け、当該債務に対当する債権を取得する。</li> </ul>	

項 目	内 容	備 考
4 . 債務引受け等の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所の債務引受け等は、取引成立と同時に行う。</li> </ul>	
5 . 対象取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所の市場で行われる全ての取引を対象とする。</li> </ul>	
6 . 相手方指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所が債務引受け等を行うことにより、正会員が決済を行う相手も本所となることから、決済におけるいわゆる相手方指定は廃止する。</li> </ul>	
7 . 決済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正会員の間で決済を行う現行の方法から、本所と正会員との間で決済を行う方法に改める。</li> <li>・ ただし、実務上は、現行でも有価証券及び金銭の授受は本所を通じて行っていることから、基本的にはその仕組みを踏襲する。</li> </ul>	
8 . 有価証券引渡票による決済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡方正会員が有価証券の引渡しを行えない場合には、現行どおり有価証券引渡票（DB）による決済を可能とする。 DBの仕組みは現行どおりとする。すなわち、預託金は渡方正会員が本所に預託するのみとし、本所が受方正会員に預託することはない。また、品借料は渡方正会員から本所を通じて受方正会員に支払うものとする。ただし、DBに係る有価証券の貸借関係については、渡方正会員と本所の間、本所と受方正会員との間において各々成立させることとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度上の相手方指定は廃止するが、DBの交付手続きをスム - ズに行うため、実務上渡方と受方の特定は継続して行う。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>9 . 違約損失補償準備金の位置付けについて</p> <p>10 . 実施時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本所が債務引受け等を行うことに伴い、違約損失補償準備金の位置付けを、決済不履行により正会員が受けた損害に対する補償のための基金から、本所が受けた損害に対する補填を行うための基金に変更する。</li> <li>・ 平成 14 年 4 月の実施を目途とする。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	